

# 平成27年度 第3回 評議員会議事録

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 1. 招集通知     | 平成 28 年 3 月 1 日                      |
| 2. 開催日時     | 平成 28 年 3 月 30 日(水) 午後 2 時 ~3 時 00 分 |
| 3. 開催場所     | ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室・社協研修室        |
| 4. 評議員総数    | 40 名                                 |
| 5. 出席した評議員数 | 34 名                                 |

司会者菱沼事務局長が、出席評議員数が過半数に達したので、定款第 15 条第 7 項により評議員会が成立した旨宣言し、会議に入った。

秋山 精一 会長あいさつの後、司会者より議長選出について諮ったところ、司会者一任の声があったので、高田 芳昭 評議員を議長に指名した。高田議長が議長席に着き議事に入った。

高田議長は、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、議長一任の声があったので、磯部 征二郎 評議員・藪崎 庄平 評議員の 2 名を指名した。

次いで議事に入った。高田議長は、(1)議案第 1 号「平成27年度社会福祉事業会計資金収支補正予算について」の 1 件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、(1)議案第 1 号 平成27年度社会福祉事業会計資金収支補正予算について、次のような説明があった。

〈資料;議案第 1 号-①〉地域福祉事業拠点区分におけるひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業について、ホームヘルパー派遣の時間数が、当初の想定を大幅に上回り、業務委託費支出に不足が生じるため、所要の補正を行う旨の説明があった。またそれに伴い、〈資料;議案 1 号-②〉成年後見センター事業における派遣職員費(人件費支出)および諸謝金(事業費支出)が、当初の想定を下回り、支出に余剰が見込まれるため、ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業に充当し、成年後見センター事業拠点区分の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 1 号-③〉法人運営事業拠点区分における社会福祉基金の補正 〈資料;議案 1 号-④〉事務局機能 サービス区分間繰入金補正について、社会福祉基金の運用において、債券の入替を行ったことによる受取利息配当金収入の増、また投資有価証券売却収入として処理をするため、所要の補正を行う旨の説明があった。更にそのことに伴い、社会福祉基金からのサービス区分間繰入金収入として処理をすることが生じ、法人運営事業拠点区分における事務局機能において、サービス区分間繰入金収入の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 1 号-⑤〉ボランティア活動推進事業拠点区分における地域貢献

活動サポート事業の補正について、予算総額に変更はないが、人件費支出、事業費支出、事務費支出、固定資産取得支出の各勘定目において当初の執行予定に増減が見込まれるため、所要の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 1 号-⑥〉成年後見センター事業拠点区分の各事業について、予算総額に変更はないが、各勘定目において当初の執行予定に増減が見込まれるため、所要の補正を行う旨の説明があった。財産保全サービス事業については、事務費支出、施設整備費等による支出の各勘定科目に増減が見込まれること、成年後見制度推進機関の運営事業についても、事務費支出、施設整備等による支出の各勘定科目に増減が見込まれること、法人後見事業・市民後見人養成事業については、事業費支出、事務費支出の各勘定科目に増減が見込まれるため、所要の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 1 号-⑦〉コミュニケーション支援事業拠点区分における手話通訳者派遣事業について、派遣件数が当初の想定を大幅に上回り、手話通訳者報償費に不足が生じたため、所要の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 1 号-⑧〉小口生活資金貸付事業拠点区分の小口生活資金貸付事業について、予算総額の変更はないが、新会計制度移行に伴い、前期末支払い資金残高の精算をする必要が生じたため、必要額の補正を行う旨の説明があった。本来であれば、本年度予算において、拠点区分間の繰入金として計上しておくべきものであったが、していなかったため補正計上させていただくものであり、今後はこのようなことがないように注意して編成していく旨の説明があった。〈資料;議案 1 号-⑨〉歳末たすけあい運動事業拠点区分の歳末たすけあい運動事業について、募金額が当初の見込みを上回り、事務費支出に不足が見込まれるため、所要の補正を行う旨の説明があった。

高田議長が議案第1号について場内に諮ったところ、全員一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

高田議長は、(2)議案第 2 号「平成27年度公益事業会計資金収支補正予算について」の1件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、(2)議案第 2 号 平成27年度公益事業会計資金収支補正予算について、次のような説明があった。

〈資料;議案 2 号-①〉ボランティアセンター貸出事業拠点区分におけるボランティアセンターの貸出事業について、予算総額に変更はないが、施設の維持管理費が当初の予定を上回り、事業費支出、事務費支出の各勘定科目に増減が見込まれるため、所要の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 2 号-②〉介護支援サポーター事業拠点区分における介護支援サポーター事業について、サポーター数が当初の想定を大幅に上回り、転換金に不足が生じたことや職員の昇給等に伴う賞与支出が増えたことから、所要の補正を行う旨の説明があった。〈資料;議案 2 号-③〉ファミリー・サポート・センター事業拠点区分におけるファミリー・サポート・サポートについて、予算総額に変更はないが、人件費支出が本年度の給与改定に伴い不足となるため、執行残が見込まれる事業費支出から所要額を流用することにより、

補正を行う旨の説明があった。

高田議長が議案第2号について場内に諮ったところ、全員一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

高田議長は、(3)議案第3号「平成28年度事業計画並びに資金収支予算について」の1件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、(3)議案第3号〈資料;議案3号〉平成28年度事業計画並びに資金収支予算について、次のような説明があった。

1. 平成28年度予算の基本目標は、①第2次葛飾区地域福祉活動計画の達成、②小地域福祉活動の推進、③会員・PR活動の拡充、④成年後見制度への取り組み、⑤災害ボランティア活動支援の5点に努める旨の説明があった。

2. 事業計画の基本的な考え方では、次のような説明があった。

社会福祉協議会が様々な地域課題に対応するためには、地域の担い手である自治町会役員や民生委員・児童委員などとの協働による相談・支援体制の拡充に引き続き取り組む必要がある。また、高齢者や障害のある方が地域で安心して生活できるよう、成年後見センター機能の充実も図らなければならない。さらに、低所得者や高齢者、障害のある方等の自立した生活を支援する事業の活用を図るため、一層の広報、PRにも取り組まねばならない。これらのほか、区内で様々な福祉事業を運営する多くの社会福祉法人が、より一層地域社会の貢献に取り組めるよう、社会福祉法人のネットワーク化等の支援を担うことも求められている。その上で、区をはじめ地域福祉を推進する関係機関と連携し、社会福祉協議会だからこそ担うことができる事業に取り組むとともに、地域のコミュニティづくりを推進していく。平成28年度は、第2次地域福祉活動計画の最終年度として、確実な達成を目指すとともに、次期計画を策定する年である。計画の重点目標である小地域福祉活動は、16地区までに拡大した。引き続き、関係団体の協力を得て、平成28年度中に全19地区での取り組みを目指す。また、成年後見センターにおいては、後見等の受任を増やすため、関係機関との連携を密にするとともに、市民後見人の養成に取り組む。自主財源である会員・会費については、漸減傾向にあるが、広報活動をより一層充実し、様々な機会を活用して増強を働きかける。また、近年の大雨による深刻な被害が各地で発生している状況から、災害ボランティアセンターは水害対策面での機能強化を図る。

3. 主要事業の目標では、9項目について次のように説明した。

①(仮称)第3次地域福祉活動計画の策定については、第2次地域福祉活動計画における達成評価を基に、策定委員会を設け、(仮称)第3次地域福祉活動計画」を策定する。

②小地域福祉活動の推進では、16地区で取り組みが行われており、未実施地区では平成28年度中に取り組みが進められるよう、働きかけや支援を行っていく。

③住民参加型福祉サービスの充実では、「しあわせサービス事業」「ファミリー・サポート・センター事業」については、PR強化とともに説明会の充実を図るなど一層の周知に努め、

会員の確保を進め、利用し援助しやすい仕組みづくりの充実に努めていく。「ハンディキャブ運行事業」「生活支援ボランティア」では、協力者のレベルアップを図りながら事業の充実に努めていく。

④在宅福祉サービスの充実、健康・生きがいづくりの充実では、「シニア就業支援事業」について、高齢者やシニア層の就労意欲や能力に応じた多様な就業ができるよう、いっそうの求人開拓を進めるとともに、履歴書作成技法や面接技法の指導研修に取り組む。「ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業」については、社会福祉協議会が行っている利用料の一部負担を継続することとし、区が実施している「かつしかあんしんネットワーク事業」との役割分担や情報の共有化を更に進め、利用者が自分にあったサービスを選択できるよう努める。

⑤福祉教育の充実、ネットワーク化推進では、「ボランティア活動推進計画」の最終年度に当たることから、「検討委員会」を立ち上げ、(仮称)「第2次ボランティア活動推進計画」を策定する。また、体験事業、出前講座など、各種ボランティア講座については、内容や実施方法を工夫し活動者を掘り起こしていく。また、「福祉教育DVD」の一層の活用を図りながら、ボランティアスクールなど児童・生徒に向けた講座を実施する。ボランティアセンターでは、ホームページなどのSNSを活用し、タイムリーな情報提供に取り組んでいく。災害ボランティア活動の支援については、水害を想定した訓練の実施、連携強化などの体制強化を進める。さらに、地域貢献活動サポート事業については、相談事業や各種講座、交流会などを引き続き実施していく。

⑥低所得者等福祉事業の推進では、「生活福祉資金貸付事業」「総合支援資金相談・貸付事業」「受験生チャレンジ支援貸付事業」について、引き続き円滑な事業の実施に努めていく。

⑦成年後見センター事業の充実では、成年後見制度における一連の事業と地域福祉権利擁護事業を合わせて充実・推進し、増大する区民ニーズに応じて行く。相談事業は、新たに区庁舎での定期実施を行うなど拡大し、一層充実させる。

⑧広報・啓発活動の充実では、葛飾社協だより及びホームページの充実に加え、事業を実施する中で、職員が地域の行事やイベントに積極的に参加し地域の意見・要望を直接・間接的に受け止め、活動へのPRを進めながら区民参加を促進していく。

⑨経営の安定強化では、引き続き事業評価を実施し、社会福祉協議会の役割を効率的に果たしていくため、引き続き事業評価を実施し、地区町連や地区民児協の会議に出席し、社協への理解を深めつつ会員増強に取り組み、自主財源の確保に努めていく。また、社会福祉基金をはじめとした資産運用については、安定運用を原則としつつ運用益の確保を進めていく。

4. 平成28年度の重点事業等では、①小地域福祉活動事業の拡充、②地域福祉活動計画(第3次)の策定、③成年後見センター事業推進、④ボランティア活動推進計画(第2次)の策定、⑤普及宣伝事業推進 を重点事業とし予算規模を説明した。

続いて太田企画総務課長は、平成28年度事業計画について、社会福祉事業においては、1. 組織運営事業 2. 地域福祉事業 3. 在宅福祉事業 4. ボランティア活動推進事業 5. 助成事業 6. 生活福祉資金貸付事務受託事業 7. 受験生チャレンジ支援

貸付 8. 成年後見センター事業 9. コミュニケーション支援事業 10. 小口生活資金貸付事業 11. 歳末たすけあい運動事業の各拠点区分の主要な事業を中心に、予算の前年比や増減、またその事業内容について説明をした。また、公益事業においては、1. ボランティア貸出事業 2. ファミリー・サポート・センター事業 3. 介護支援サポーター事業 4. シニア就業支援事業の各拠点区分の主要な事業を中心に、予算の前年比や増減、またその事業内容について説明をした。更に、事業区分にて社会福祉事業及び公益事業における拠点区分ごとの予算額を説明し、最後に資金収支予算総括表にて予算総額の説明を行った。

高田議長が議案第3号について場内に諮ったところ、全員一致をもって賛成されたので、原案どおり可決、決定された旨宣した。

次に高田議長は、(4) 報告第1号「会長の専決処分について」の1件を上程し、事務局の説明を求めた。

太田企画総務課長は、(4) 報告第1号〈資料; 報告 1 号〉会長の専決処分について、葛飾区職員の給与改定に伴い、①職員の給与に関する規程の一部改正、②職員の勤勉手当に関する基準の一部改正、③再任用職員の就業等に関する規程の一部改正で、それぞれ会長の専決処分を実施した。なお、専決処分の日は平成27年11月30日であり、給与改定の主な内容の説明を行った。

高田議長が、報告第1号について場内に諮ったところ、全会一致をもって承認された。

最後に高田議長は(5)その他について事務局に説明を求めた。

太田企画総務課長は、(5)その他で、平成28年度の理事会・評議員会等の開催予定について説明を行った。

高田議長は、以上をもって審議全部が終了した旨宣言し、議長を降任すると宣して議長席を降りた。

岩城副会長が閉会のことばをのべて、午後 3 時 00 分散会した。

上記の議決を明確にするため、この議事録をつくり、議長及び議事録署名人がこれに押印する。